

## 大口町こども家庭センター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子健康法（昭和40年法律第141号）第22条（以下「法」と総称する。）の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、大口町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置することに関し必要な事項を定める。

### (設置場所)

第2条 こども家庭センターは、健康福祉部こども課に置く。

### (事業内容)

第3条 こども家庭センターは、法の規定に基づく業務を行い、切れ目ない一体的な支援を実施する。

### (職員)

第4条 こども家庭センターに、センター長、統括支援員その他の必要な職員を置く。

### (関係機関との連携)

第5条 こども家庭センターは、関係機関、関係者等との連携を図り、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

### (守秘義務)

第6条 こども家庭センターの職員（以下「職員」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (資質、技能等の向上)

第7条 職員は、有する資格並びに知識及び経験に応じて、業務を行うに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を向上させるために努めなければならない。

### (その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（令和 6 年 3 月 2 8 日 大口町告示第 3 4 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（大口町子育て世代包括支援事業に関する実施要綱の廃止）

2 大口町子育て世代包括支援事業に関する実施要綱（令和 2 年大口町告示第 3 1 号）は、廃止する。

（大口町子ども家庭総合支援拠点設置要綱の廃止）

3 大口町子ども家庭総合支援拠点設置要綱（令和 4 年大口町告示第 7 1 号）は、廃止する。